

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年6月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100002号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100004号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成3年3月まで

私は、請求期間当時、A県内にある大学の学生としてB市に居住しており、私が20歳になった直後に、C県D市(現在は、E市)に居住していた両親が、私の国民年金の加入手続きを行った。また、請求期間の国民年金保険料は、両親が町内会の集金人に3か月ごとに自分達の保険料と一緒に納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、大学生であり、20歳になった直後に、D市に居住していた実家の両親が、D市で自身の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金制度において大学生は任意加入の対象となること、D市の国民年金被保険者台帳管理簿国民年金手帳記号番号払出簿(以下「記号番号払出簿」という。)及び国民年金被保険者関係届書において、請求期間にD市で国民年金の任意加入被保険者資格を取得した者を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

また、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに記号番号払出簿による記号番号の全件調査(請求期間にD市で払い出された記号番号に限る。)を行ったが、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続きは行われていなかったと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料納付に直接

関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は、加入手続の時期や場所を具体的に記憶していない上、請求があれば町内会の集金人に家族の分と一緒に納付していたと陳述するものの、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたことがうかがわれる具体的な陳述を得ることができず、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。